

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404

放火されないまちづくりへ

放火による火災は毎年多発しています。平成24年中、町内では火災が11件発生し、そのうち5件が放火もしくは放火の疑いでした。

放火は自分自身が注意しても防ぎきれないこともあります。放火されない「放火させない」工夫をすることにより、放火による被害を少なくすることができます。

①一軒家

- ・家の周りに不要なものを置かず、整理整頓する
- ・玄関、勝手口、物置、車庫などは施錠する
- ・家の周りにセンサー式の照明器具を設置する



②アパート、マンションなど

- ・共用スペースに不要なものを置かない
- ・掲示板の張り紙は整理する
- ・車やバイクのカバーを使用するときは、難燃品、防災品を使用する



①②共通

- ・郵便受けに新聞やチラシをためない
- ・ごみは決められた時間、場所に出す



③お店

- ・敷地内の目につきやすい場所に、ものを放置しない(特に営業時間外)
- ・営業時間外の施錠を徹底する
- ・死角となりやすい場所に監視カメラ、センサー式の照明器具を設置する
- ・防火管理者は従業員に対し防火指導を行う

④保育所、幼稚園、学校など

- ・夜間、休日は門の施錠を徹底する
- ・巡回警備を行う
- ・敷地内に不要なものを放置しない
- ・空き教室は施錠する

一人一人が毎日の生活を見直して、放火されない・放火させないまちづくりを行っていきましょう。

放火に対する刑罰

殺人を犯した場合、「死刑又は無期若しくは三年以上の懲役に処す(刑法第199条)」と定められています。それに対し、人が住

んでいる建物へ放火した場合は「死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処す(刑法第108条)」と定められており、放火は公共危険罪として殺人罪より厳しい内容となっています。